

サンひまわり居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団博愛会が開設するサンひまわり居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の所在地は、東広島市西条町土与丸1246番地とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業者の勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・介護支援専門員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 5名以上（常勤 4名（内1名、管理者兼務）、非常勤 1名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (3) 事務員 1名（非常勤）
事務員は、介護支援専門員の補佐業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月14日から15日まで、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 看護小規模多機能型居宅きさかの相談

室

- (2) 使用する課題分析票の種類 新居宅サービス計画がドキュメント方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 看護小規模多機能型居宅きさかの相談室
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回以上／月

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常は事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円(消費税別)を実費として徴収する。ただし、市町村によって定められた中山間地域に限り、この実費は徴収しない。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けすることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、東広島市4町(西条町、高屋町、志和町、八本松町)の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理の体制整備
 - (3) その他虐待防止のための必要な措置
- 2 事業所は、事業の提供中に、従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報するものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 東広島地域介護支援専門員連絡会議の研修
- (2) 東広島連絡協議会が開催する研修
- (3) その他の研修

- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人社団博愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

この規定は、平成16年5月16日から施行する。

この規定は、平成17年2月7日から施行する。

この規定は、平成17年12月1日から施行する。

この規定は、平成21年1月20日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成23年3月16日から施行する。

この規定は、平成23年5月16日から施行する。

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

この規定は、平成25年1月1日から施行する。

この規定は、平成25年8月16日から施行する。

この規定は、平成25年12月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年5月16日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年6月22日から施行する。

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

この規定は、平成28年6月16日から施行する。

この規定は、平成29年1月16日から施行する。

この規定は、平成29年3月1日から施行する。

この規定は、平成29年5月16日から施行する。

この規定は、平成29年7月11日から施行する。

この規定は、平成30年5月16日から施行する。

この規定は、平成30年7月16日から施行する。

この規定は、平成30年10月16日から施行する。

この規定は、平成31年1月7日から施行する。

この規定は、平成31年1月16日から施行する。

この規定は、令和元年6月1日から施行する。

この規定は、令和元年7月1日から施行する。

この規定は、令和元年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、令和元年 9 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 2 年 10 月 16 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 5 月 16 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 12 月 16 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 8 月 19 日から施行する。
この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。